

○法務省令第六号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）及び不動産登記令等の一部を改正する政令（令和四年政令第三百十五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十日

法務大臣 齋藤 健

不動産登記規則等の一部を改正する省令  
（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加える。

改正後	改正前
<p>（法第七十条第二項の相当の調査）</p> <p>第一百五十二条の二 法第七十条第二項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。</p> <p>一 法第七十条第二項に規定する登記の抹消の登記義務者（以下この条において単に「登記義務者」という。）が自然人である場合</p> <p>イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置</p> <p>(1) 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、</p>	<p>「条を加える。」</p>

除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し（以下この条において「住民票の写し等」という。）の交付の請求

(2) (1)の措置により登記義務者の死亡が判明した場合には、登記義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(3) (2)の措置により登記義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(4) (3)の措置により登記義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人について(2)及び(3)に掲げる措置

(5) (1)から(4)までの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求

ロ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者

に対する書面の送付（イの措置により登記義務者の死亡及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

二 登記義務者が法人である場合

イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登記義務者の法人の登記簿を備えらると思料される登記所の登記官に対する登記義務者の登記事項証明書の交付の請求

(2) (1)の措置により登記義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登記義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人について(1)に掲げる措置

ロ イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者（共同して登記の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。）として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えらると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求

ハ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付（イの措置により登記義務者が合併により解

散していること及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）

(2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

二 イ及びロの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2) イ及びロの措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(申請人以外の者に対する通知)

第百八十三条 「略」

「一・二 略」

三 法第六十九条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該登記の登記名義人であった者

「2・3 略」

4 登記官は、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記についてする次の各号に掲げる事由による所有権の更正の登記の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記義務者に対し、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

(申請人以外の者に対する通知)

第百八十三条 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

「2・3 同上」

「項を加える。」

- 一 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得
- 二 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の取得

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三条 「略」

2 法第二百一十一条第三項又は第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

「一 三 略」

四 法第二百一十一条第三項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 法第二百一十一条第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

5 「略」

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第九十三条 「同上」

2 法第二百一十一条第二項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

「一 三 同上」

四 法第二百一十一条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

「号を加える。」

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

「項を加える。」

4 「同上」

6|| [略]  
7|| [略]

(登記事項証明書の受領の方法)

第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 [略]

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 法第九十九条第四項ただし書(法第二百二十条第三項及び第二百一十一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の法務省令で定める方法は、第九十四条第二項及び第三項に規定する方法とする。

[2・3 略]

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を

5|| [同上]  
6|| [同上]

(登記事項証明書の受領の方法)

第九十七条の二 第九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

(手数料の納付方法)

第二百三条 法第九十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百一十一条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 [同上]

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五条 法第九十九条第四項ただし書(法第二百二十条第三項及び第二百一十一条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の法務省令で定める方法は、第九十四条第二項及び第三項に規定する方法とする。

[2・3 同上]

(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を

収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二十条第二項及び第二百二十一条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百二十一条第一項から第四項まで」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

収入印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二十条第二項及び第二百二十一条第二項」とあるのは「法第四百九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百二十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第四百九条第一項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第九十三条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二百四十条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第四号（第九十四条第二項関係）

（表面）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	勤 務 庁		
	法 務 事 務 官	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生	
	発 行 日	年 月 日	
	有 効 期 限	年 月 日まで	
上記の者は、勤務庁の登記官であることを証明する。			
何法務局（何地方法務局）長		何	某 印

別記第四号を次のように改める。

（裏面）

注 意 事 項	
1	この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
2	この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は退職し若しくは転職したときは、直ちに発行者に返還しなければならない。
3	この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
不動産登記法（平成16年法律第123号）抜粋	
第29条（登記官による調査）	登記官は、表示に関する登記について第18条の規定により申請があった場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができる。
2	登記官は、前項の調査をする場合において、必要があると認めるときは、日出から日没までの間に限り、当該不動産を検査し、又は当該不動産の所有者その他の関係者に対し、文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの提示を求め、若しくは質問をすることができる。この場合において、登記官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第162条（検査の妨害等の罪）	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
一	第29条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
二	第29条第2項の規定による文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの提示をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものを提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
三	（略）
不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）抜粋	
第94条（実地調査における電磁的記録に記録された事項の提示方法等）	（略）
2	法第29条第2項に規定する登記官の身分を証する書面は、別記第四号様式によるものとする。



( 抵当証券法施行細則の一部改正 )

第二条 抵当証券法施行細則 ( 昭和六年司法省令第二十二号 ) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう<sup>に</sup>改め、改正前欄及び改正後欄に<sup>対</sup>応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 ( 以下「対象規定」という。 ) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十条 「略」</p> <p>②前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>五 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法 ( 平成十六年法律第二百二十三号 ) 第二百三十一條第三項ノ規定ニ依リ抵当証券控又ハ附属書類ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ閲覧スル部分及当該部分ヲ閲覧スル正当ナル事由</p> <p>六 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法第二百三十一條第四項ノ規定ニ依リ抵当証券控又ハ附属書類ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ閲覧スル抵当証券控又ハ附属書類タル旨</p> <p>③前項第五号ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ同号ノ正当ナル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ此ノ場合ニ於テ登記官ガ求めタルトキハ当該書面又ハ其ノ写ヲ登記官ニ提出スベシ</p>	<p>第十条 「同上」</p> <p>②前項ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ附属書類ノ閲覧ヲ請求スル請求書ニハ利害ノ関係アル事由及閲覧スル部分ヲ記載シ且利害ノ関係アル事由ヲ証スル書面ヲ提示スベシ</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>

<p>④第二項第六号ノ閲覧ノ請求ヲ為ス場合ニハ同号ノ閲覧スル抵当証券控又ハ附属書類ガ自己ガ申請人タル抵当証券控又ハ附属書類タル旨ヲ証スル書面ヲ提示スベシ此ノ場合ニ於テ登記官ガ求メタルトキハ当該書面又ハ其ノ写ヲ登記官ニ提出スベシ</p> <p>⑤〔略〕</p> <p>⑥〔略〕</p> <p>⑦〔略〕</p> <p>第十一条 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法第一百九条第一項及第二百一十一条第三項乃至第五項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ</p> <p>〔②・③略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔項を加える。〕</p> <p>③〔同上〕</p> <p>④〔同上〕</p> <p>⑤〔同上〕</p> <p>第十一条 抵当証券法第四十一条ニ依リ準用セラルル不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百九条第一項及第二百一十一条第二項ノ手数料ハ収入印紙ヲ請求書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ</p> <p>〔②・③同上〕</p>
--	---

<p>（企業担保登記規則の一部改正）</p> <p>第三条 企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部分を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第十二条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（不動産登記規則の準用）</p> <p>第十二条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号、第二号イ、第三号、第四号及び第五号、第五条第一項及び第二項、第七条、第十八条第八号、第九号及び第十一号、第二十四条から第二十六条まで、第二十八</p>
---	---

条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第四百四十六条、第四百四十八条、第五百五十条から第五百五十二条まで、第五百五十三条から第五百五十五条まで、第六百六十三条、第六百六十四条、第八百八十一条（第二項第三号を除く。）から第八百八十二条の二まで、第八百八十三条第一項第二号及び第二項、第八百八十五条、第八百八十九条第一項前段並びに第九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八百八十一条第二項及び第八百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

表  
「略」

条第十五号から第十七号まで、第二十九条、第三十一条第二項、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十六条第四項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(2)、(3)、(5)及び(6)を除く。）、第四十九条第一項、第五十条から第五十五条まで、第五十六条（第三項を除く。）、第五十七条から第六十三条まで、第六十四条第一項（第四号を除く。）及び第二項、第六十五条、第六十六条、第六十八条、第九十二条、第四百四十六条、第四百四十八条、第五百五十条から第五百五十五条まで、第六百六十三条、第六百六十四条、第八百八十一条（第二項第三号を除く。）から第八百八十二条の二まで、第八百八十三条第一項第二号及び第二項、第八百八十五条、第八百八十九条第一項前段並びに第九十二条の規定は、企業担保権に関する登記に準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八百八十一条第二項及び第八百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

表  
「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（商業登記規則の一部改正）

第四条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>(登記事項証明書等の交付の請求の方法)      第七百七条 「略」      「2」4 略」</p> <p>5 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める事項を申告しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求（印鑑の証明書の送付の請求を除く。）についての第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「前項の申請書を提出する場合」とあるのは「第七百七条第一項の規定により印鑑の証明書の交付を受けようとする場合」と、「印鑑カード」とあるのは「法務大臣の定める事項を申告し、及び印鑑カード」とする。</p> <p>7 「略」</p>	<p>改正前</p>	<p>(登記事項証明書等の交付の請求の方法)      第七百七条 「同上」      「2」4 同上」</p> <p>5 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき（登記事項証明書の送付を受けようとするときを除く。）は、法務大臣の定める書面を提出しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定による印鑑の証明書の交付の請求（印鑑の証明書の送付の請求を除く。）についての第二十二條第二項の規定の適用については、同項中「前項の申請書を提出する場合」とあるのは「第七百七条第一項の規定により印鑑の証明書の交付を受けようとする場合」と、「印鑑カード」とあるのは「法務大臣の定める書面を提出し、及び印鑑カード」とする。</p> <p>7 「同上」</p>
<p>改正後</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(動産・債権譲渡登記規則の一部改正)      第五條 動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正前</p>	

(登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法)

第二十八条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項の規定により登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付を受けようとするとき(登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項概要証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。)は、法務大臣の定める事項を申告しなければならない。

6 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき(登記事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。)は、法務大臣の定める事項を申告し、及び当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類を提示しなければならぬ。

7 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(登記事項概要証明書等の交付等の請求の方法)

第二十八条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 第一項の規定により登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付を受けようとするとき(登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項概要証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。)は、法務大臣の定める書面を提出しなければならない。

6 第一項の規定により登記事項証明書の交付を受けようとするとき(登記事項証明書の送付を受けようとするとき、又は第三十条の規定により登記事項証明書の電磁的記録の提供を受けようとするときを除く。)は、法務大臣の定める書面を提出し、及び当該交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類を提示しなければならぬ。

7 「同上」

(船舶登記規則の一部改正)

第六条 船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を次に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第四十五条 「略」

2 令第三十四条第一項又は第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

「一〜三 略」

4 令第三十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 令第三十四条第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

5 略

6 略

7 略

8 略

改正前

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第四十五条 「同上」

2 令第三十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

「一〜三 同上」

4 令第三十四条第一項の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

「号を加える。」

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

「項を加える。」

4 同上

5 同上

6 同上

7 同上

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百八条から第五百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六十八号(第一項を除く。)、第六十九号(第一項を除く。)、第七十条、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く。)、第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四号から第八十八号まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第一百条、第一百八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げ

(不動産登記規則の準用)

第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四百八条から第五百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六十八号(第一項を除く。)、第六十九号(第一項を除く。)、第七十条、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第八十一条(第二項第三号を除く。)、第八十二条の二まで、第八十三号第一項第二号及び第二項、第八十四号から第八十八号まで、第八十九条(第一項を除く。)、第九十条から第九十二条まで、第九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四号並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(第三十二条第一項、第六十五条第二項第五号イ、第六十八号第一項第五号イ、第一百条、第一百八十一条第二項、第八十四条及び第八十五条第一項第一号イを除く。)中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで	船舶登記令第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項及び第二項

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第二百三条第一項	法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項及び第二項	船舶登記令第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(農業用動産抵当登記規則の一部改正)

第七条 農業用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第三十六条 〔略〕

2 令第十七条第一項又は第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事

(登記事項証明書の交付の請求情報等)

第三十六条 〔同上〕

2 令第十七条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情



項を請求情報の内容とする。

「一〇三 略」

四 令第十七条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、  
閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 令第十七条第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、  
閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属  
書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書  
面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあ  
ったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない  
。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が  
自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する  
書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあ  
ったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない  
。

5 略

6 略

7 略

8 略

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、  
第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六  
条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第  
二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号

報の内容とする。

「一〇三 同上」

四 令第十七条第一項の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

「号を加える。」

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を  
証する書面を提示しなければならない。

「項を加える。」

4 同上

5 同上

6 同上

7 同上

(不動産登記規則の準用)

第四十条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、  
第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六  
条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第  
二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号

から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第六百六十三条から第六百六十六条まで、第六百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六百六十八条（第一項を除く。）、第六百六十九条（第一項を除く。）、第七十条、第七十一条（第二項第三号を除く。）、第七十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十二条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	[略]	

から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ及びロを除く。）、第四十八条（農業用動産の所有者が登記義務者となる抵当権に関する登記（信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託によるものを含む。）を申請する場合にあつては、第四十八条第五号を除く。）、第四十九条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第四百四十六条、第四百四十八条から第四百五十五条まで、第六百六十三条から第六百六十六条まで、第六百六十七条（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六百六十八条（第一項を除く。）、第六百六十九条（第一項を除く。）、第七十条、第七十一条（第二項第三号を除く。）、第七十二条の二まで、第八十三条第一項第二号及び第二項、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第九十二条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八条、第二百二条第一項、第二百三条、第二百四条並びに第二百五条第二項及び第三項の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第八十一条第二項及び第八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	[同上]	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>第二百三十一項及び第二十二項並びに第二百二十一条第一項から第四項まで</p>	<p>法第百十九条第一項及び第二十六條第一項及び第二十二項並びに第十七條第一項及び第二項</p>
	<p>〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>

(建設機械登記規則の一部改正)

第八条 建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう<sup>に</sup>改め、改正前欄及び改正後欄に<sup>対</sup>応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに<sup>対</sup>応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登記簿の謄本の交付の請求方法等)</p> <p>第三十一条 〔略〕</p> <p>2 令第十四条第一項又は第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面を登記所に提出しなければならない。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 令第十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、<u>閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由</u></p>	<p>(登記簿の謄本の交付の請求方法等)</p> <p>第三十一条 〔同上〕</p> <p>2 令第十四条第一項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した書面を登記所に提出しなければならない。</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 令第十四条第一項の利害関係を有する理由及び閲覧する部分</p>

五 令第十四条第二項の規定により附属書類の閲覧を請求するときは、  
閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属  
書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書  
面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあ  
つたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない  
。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が  
自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する  
書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めが  
あつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない  
。

5 略

6 略

7 略

8 略

(不動産登記規則の準用)

第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで  
、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで  
、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八  
条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号ま  
で、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から  
第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条  
から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第  
三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一

「号を加える。」

3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を  
証する書面を提示しなければならない。

「項を加える。」

4 同上

5 同上

6 同上

7 同上

(不動産登記規則の準用)

第三十五条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで  
、第五条、第十七条第二項、第十九条、第二十四条から第二十六条まで  
、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八  
条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号ま  
で、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から  
第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条  
から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第  
三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一

項、第一百十條、第四百四十六條、第四百四十八條から第五十五條まで、第六十三條から第六十六條まで、第六十七條（第一項第三号口及びハを除く。）、第六十八條（第一項を除く。）、第六十九條（第一項を除く。）、第七十條、第七十五條、第七十六條（第三項を除く。）、第七十八條から第八十條まで、第八十一條（第二項第三号を除く。）から第八十二條の二まで、第八十三條第一項第二号、第二項及び第四項、第八十五條から第八十八條まで、第八十九條（第一項を除く。）、第九十條から第九十二條まで、第二百二條第一項並びに第二百三條の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五條第二項第五号イ、第六十八條第一項第五号イ、第一百十條、第八十一條第二項及び第八十五條第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える字句 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第二百三 条第一項	法第十九條第一項及び第二 項、第二十條第一項及び第 二項並びに第二十一條第一 項から第四項まで	建設機械登記令第十三條 第一項及び第二項並びに 第十四條第一項及び第二 項

項、第一百十條、第四百四十六條、第四百四十八條から第五十五條まで、第六十三條から第六十六條まで、第六十七條（第一項第三号口及びハを除く。）、第六十八條（第一項を除く。）、第六十九條（第一項を除く。）、第七十條、第七十五條、第七十六條（第三項を除く。）、第七十八條から第八十條まで、第八十一條（第二項第三号を除く。）から第八十二條の二まで、第八十三條第一項第二号及び第二項、第八十五條から第八十八條まで、第八十九條（第一項を除く。）、第九十條から第九十二條まで、第二百二條第一項並びに第二百三條の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五條第二項第五号イ、第六十八條第一項第五号イ、第一百十條、第八十一條第二項及び第八十五條第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える字句 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕		
第二百三 条第一項	法第十九條第一項及び第二 項、第二十條第一項及び第 二項並びに第二十一條第一 項及び第二項	建設機械登記令第十三條 第一項及び第二項並びに 第十四條第一項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事業者における実施等

に関する省令の一部改正)

第九条 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事業者における実施等に関する省令(平成十九年法務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこの改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第三十三条の二第一項第十三号に規定する法務省令で定める業務)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 建設機械登記令第十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>正当な理由</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p> <p>「五〇八 略」</p> <p>九 船舶登記令第三十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>正当な理由</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p> <p>十 「略」</p> <p>十一 農業用動産抵当登記令第十七条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>正当な理由</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p>	<p>(法第三十三条の二第一項第十三号に規定する法務省令で定める業務)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 建設機械登記令第十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>利害関係</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p> <p>「五〇八 同上」</p> <p>九 船舶登記令第三十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>利害関係</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p> <p>十 「同上」</p> <p>十一 農業用動産抵当登記令第十七条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(同項の<u>利害関係</u>の有無の審査に係るものを除く。)</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(施行期日)

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第百八十三条第四項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。